

2025 年度横浜国立大学経済学部
伊集ゼミナール箱根調査班
研究報告書

箱根町の宿泊税導入に向けた合意形成プロセスの研究

伊集ゼミナール箱根調査班 3 年

井上耀
及川裕太
加藤利里
佐々木翼
島亮汰
關春陽
関谷百華
福田悠翔
矢田悠祐

指導教員
伊集守直

目次

- 1 はじめに
 - 2 先行研究の整理
 - 3 宿泊税導入の検討過程
 - 3-1 箱根町における宿泊税導入の発表
 - 3-2 宿泊税の制度概要
 - 3-3 既存の宿泊税との比較
 - 3-4 財源確保の取り組み
 - 4 宿泊業者ヒアリングおよび観光客・住民アンケート調査
 - 4-1 ヒアリングおよびアンケート調査の実施概要
 - 4-2 宿泊業者ヒアリングの結果の整理・まとめ
 - 4-3 観光客アンケートの分析結果
 - 4-4 住民向けアンケート
 - 5 合意形成に向けての整理
 - 5-1 先行研究との比較
 - 5-2 調査結果の統合的考察
 - 5-3 合意形成に向けた示唆と提案
 - 6 まとめ
- 参考文献・インターネット資料
- 巻末資料

1. はじめに

近年の地方自治体を取り巻く財政状況は人口減少や高齢化に伴う社会保障費の増大など厳しさを増し、従来の地方交付税や国庫支出金といった国からの補助に依存した財政運営では対応しきれない状況となっていることが指摘されている（沼尾ほか 2023）。

このような状況の中で地方自治体は財政の自立性を高めるため、法定税の超過課税の実施や法定外税の導入といった、安定的な財源としての地方独自課税を活用しようとしている。例えば、神奈川県内の水源を保全する目的で、神奈川県民の県民税に超過課税として税負担を上乗せすることで徴収する「水源環境保全税」や、広島県廿日市市における宮島への観光客などの来訪によって発生する行政需要（財政需要）に対応するためのコストを宮島に訪問した人に負担してもらう法定外税としての「宮島訪問税」などが挙げられる。超過課税は全国共通である住民税などの法定税を標準税率よりも高い税率で徴収することであるのに対して、法定外税は地方税法に規定のない税の導入であり、その必要性を明確にすることで住民からの理解を得ることが重要であることは自明であると思われる。

このような流れは観光地でも同様にみられており、東京都や大阪府といった大規模な都市では、国際都市としての魅力を向上するためにさらなる観光の振興を理由とした財源の拡大を目的とするもの¹や、青木（2019）が論じているように、宿泊や訪問といった観光需要を生み出す行為を課税対象とし、観光需要を生み出した観光客に財源を負担してもらう原因者課税の原則に基づいた「法定外目的税」として徴収しているものがある²。

現在では、観光地において需要が発生する財政需要に対応するために、宿泊を課税対象として、「宿泊税」を法定外目的税として導入する団体が増加している。宿泊税は東京都や京都市などの大都市部で実際に徴収されているほか、多くの観光地で導入、あるいは導入の検討がされており、同じく温泉地域である熱海市では 2025 年 4 月 1 日から宿泊税の徴収を開始している。しかし、税金であるということ、特定の業種にだけ負担がかかる可能性があること、またある地域でのみ課税されるということなどから、法定外税、とくに宿泊税は反対されることも少なくない。実際に仙台市では宿泊する人たちの約半数は仙台の人々であるとして議会では宿泊税の導入について反対されている³。また、千葉県でも宿泊税の導入に対して、小さな宿泊事業者では料金の割高感が増して宿泊者が減少するのではないかとこの懸念や修学旅行などにも適応されるなど制度設計の甘さを理由に反対意見が示されてい

¹ 総務省「法定外税の実施状況（令和 6 年度）」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/pdf/ichiran06_r07/ichiran06_r07_15.pdf

² 青木（2019）。なお、「宮島訪問税」は法定外普通税として導入されている。

³ 日本経済新聞, 2025 年 4 月 21 日

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC08BH00Y5A400C2000000/>

る⁴。

本研究ではこれらの宿泊税の導入を検討している観光地の中でも、地方交付税の不交付団体にも関わらず厳しい財政運営を迫られている箱根町を対象に、現在進められている宿泊税の導入における会計形成のあり方について事業者への聞き取りや観光客へのアンケート調査などの手法を用いて研究を行う。

2 先行研究の整理

本章では、宿泊税に関する既存の研究の内容と課題を整理し、宿泊税の理論や制度の問題点について明らかにする。また、それによって本研究の位置づけを示すことを目的とする。

宿泊税は、地方自治体が独自に導入できる法定外税の一種として位置づけられており、観光振興や財源確保の観点から議論されてきた。先行研究では、宿泊税の制度的意義や課税根拠について多角的な検討が行われている。

宿泊税の課税客体はホテル、旅館といった全ての宿泊施設での宿泊行為であり、納税義務者もそうした宿泊施設で宿泊行為を行う者である。また、その税率設定は団体ごとに異なるが、1人1泊当たり一律定額制や、1人1泊の宿泊料金による段階別定額制、1人1泊の宿泊料金に対する定率制で課税されている⁵。宿泊税の課税根拠については、主として「応益原則」の考え方が用いられている。前田(2019)は、宿泊税は法定外目的税であって、目的税である以上、それは応益課税であるとし、「観光客は受入環境の整備など地方自治体の観光振興施策の受益を享受し、(中略)宿泊税は宿泊行為に課税することで受益と負担のバランスをとろうとするものであり、応益原則にたって課税されるものである」と述べている⁶。

しかしその一方で、同じ論文において、観光客が一定の宿泊料金を支払うこと、すなわち消費能力(担税力)に応じて負担していることに着目し、宿泊税が応能課税としてみることもできると指摘している。宿泊客は、観光における消費支出額が日帰り客より多く担税力も大きいとし、東京都や大阪府、京都市、金沢市の宿泊税が定額ではなく宿泊料金の段階別で課税していることや、倶知安町は定率の従価税であることから宿泊税は応能課税の要素も有するとしている。したがって、宿泊税は応益課税、応能課税の両面を併せ持つ税であると指摘している⁷。

さらに前田(2019)は、宿泊税が、観光客に受益に見合った適正な負担を求める応益課税の考え方、観光客の観光消費に担税力に着目する応能課税の考え方に即している点、課税客体の定義の明確性、課税対象施設の把握の容易性により公正な執行が可能であること点等、さ

⁴ 読売新聞, 2025 年 1 月 12 日 <https://www.yomiuri.co.jp/economy/20250112-OYT1T50032/>

⁵ 前田 (2019) p.236-237

⁶ 前田 (2019)p.231

⁷ 前田 (2019) p.234

まざまな視点から宿泊税は観光振興施策の財源として優れていると評価している⁸。

また、宿泊税の受容過程について、青木（2023）は、「自治体の首長や議会議員は、「将来にわたって持続可能な自治体にするには、現時点でこの政策が必要だ」と最終目的を明確に語り、観光・宿泊関連業者等の懸念を払拭しなくてはならないのである⁹」と述べ、使途の明確化によって政策と課税が結びつけられることで受容度が高まることを明らかにしている。

一方で、宿泊税にも課題は存在している。宿泊税の課題について川端(2020)は、「そして近年導入が増加している宿泊税については、目的税として扱われている点に疑問を持ち、法定外普通税とした方が、地域住民と地域外からの訪問者との間での公平な税として相応しいのではないかと述べ¹⁰、宿泊税の課題について宿泊税が目的税として扱われている点を指摘している。目的税は、受益者負担の原則のもと、受益者と税負担の対応関係が前提となるが、観光振興施策の受益は観光客のみに限定されない。川端(2020)は「例えば観光の振興のために、交通整備が行われた場合、その恩恵を継続的に享受するのは一時的に滞在する観光客ではなくて、むしろ住民であろう」と指摘し¹¹、宿泊税が想定する受益者と税負担の対応関係が厳密ではないことを示している。

さらに川端（2020）は、目的税として導入する理由に関して、「新税を導入するにあたり納税者の理解を得ることが一番重要であり、かつ一番困難であるが、目的税の場合、使途が特定されるため納税者にとっては負担と受益の関係が比較的わかりやすく、受け入れられやすい¹²」と説明しつつも、京都市の宿泊税導入の経緯についても指摘している。

京都市では、2018年からの宿泊税の導入に先立ち、「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」を設置し、約1年間で7回の検討会を開催した。しかし、検討委員9名のうち市民公募による委員は2名のみであった。また、募集された市民の意見の回答も僅か125件のみであり、その内訳も約8割が京都市内の居住者で、宿泊税の納税者となる可能性が高い京都市外の居住者による回答は2割程度しかなかったことを取り上げ、課税目的や税収の使途などを説明する相手の適切さを指摘している¹³。

また、深堀（2023）は、京都市の導入経緯について、「検討委員会の議論では、京都市の財政の現状についての疑問や、観光振興に力を入れる必要性について意見が比較的多かったが、財源確保のために観光客に受益負担を求めることと、その財源確保の手段として宿泊

⁸ 前田（2019）p.240

⁹ 青木（2023）p.12

¹⁰ 川端（2020）p.96

¹¹ 川端（2020）p.93

¹² 川端（2020）p.94

¹³ 川端（2020）p.94

税が選択されることに関しては比較的円滑に同意が得られた印象がある」と述べ¹⁴、検討委員会での意見交換について触れている。

京都市の例から見られるように、宿泊税の納税者の多くはその地域外に居住する者であるにも関わらず、実際に行われている宿泊税の合意形成はその地域に居住する者が中心に行われている。そのため、川端(2020)は、「宿泊税は、納税義務者が地域住民以外ということで導入しやすい一面があることは否めない」と指摘し、「その地域での納税者である居住者と地域外からの訪問者との間で公平な税負担を模索するならば、法定外目的税である必要はあるのだろうか」と述べている¹⁵。

ここで重要となってくるのが、宿泊税は納税者が地域外居住者であること、税収は地域住民にも影響を与えるという特徴を持ち、そのため、理論上では、「目的税の場合、使途が特定されるため納税者にとっては負担と受益の関係が比較的わかりやすく、受け入れられやすい¹⁶」が、実際の合意形成では、十分に受容されているとは言えないことである。

以上のように、先行研究の多くは、宿泊税の理論的正当性、制度設計上の課題について焦点を当てており、制度の理論の妥当性や運用上の問題点について論じている。一方で、実際の導入過程における自治体内部や旅館などの観光事業者との具体的な合意形成の構造を中心に分析した研究は多くない。川端(2020)も制度的課題の指摘には踏み込むが、合意形成そのものを分析対象とはしていない。つまり、宿泊税の導入過程における合意形成の実態やそのプロセスは十分な検討がなされているとは言いがたい。宿泊税は地域社会や観光事業者、住民など多方面に影響を及ぼす政策である以上、その導入には制度設計の課題だけでなく、合意形成についてのプロセスが重要になる。

そのため本研究では、この点に着目し、宿泊税導入を検討している箱根町において、観光客や事業者との合意形成の実態やそのプロセスについて検討することを目的とする。

3 宿泊税導入の検討過程

3-1 箱根町における宿泊税導入の発表

2025年6月10日の町議会定例会において、箱根町は宿泊税の導入を目指す方針を正式に表明した。箱根町は年間約2,000万人の観光客が訪れる日本有数の国際観光地であり、全国一の入湯税収入を誇る一方、人口約1万1千人規模の自治体である。この人口規模を大きく上回る観光客の受入れに伴い、ごみ処理や下水道、消防救急体制など社会インフラの維持管理に多額の財政支出を要しており、恒常的な財源不足が続いていると説明されている(箱根町議会定例会2025年6月10日議事録)。

¹⁴ 深堀(2023) p.24

¹⁵ 川端(2020) p.94

¹⁶ 川端(2023) p.94

こうした状況の下、町は平成 28 年度以降、固定資産税の超過課税を実施し、観光関連事業者や町民等に広く負担を求めてきた。しかし、それでもなお財源不足が拡大する見込みであることから、観光客にも一定の負担を求める新たな財源確保策として宿泊税を検討してきた経緯がある。

検討は令和元年度に設置された「箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議」によって進められ、これまで延べ 13 回の議論が行われ、観光施策のみならず社会インフラの整備も含めた持続可能な制度設計が必要である、との中間報告が提出された。その結果、複数の選択肢の中からまずは宿泊税に絞って制度設計を進めることが現実的である、との結論に至っている（箱根町観光まちづくり財源検討会議中間報告）。

町は令和 10 年 4 月の導入を目途として、今後、課税要件や税率、用途などの具体的制度設計を進めるとしている。

3-2 宿泊税の制度概要

(1) 宿泊税の制度的性格と位置づけ

宿泊税は、これまで地方自治体が独自に定める「法定外目的税」に分類されてきた地方税である。法定外目的税とは、地方税法に定められた税目ではないが、条例制定を通じて自治体が新たに創設できる税目であり、用途を特定した目的のために課税されるものである。そのため、宿泊税を導入する自治体は条例によって課税対象や税率、用途を定めた上で、総務大臣の同意手続きを経る必要がある。

これまで他団体において導入されている宿泊税は「法定外目的税」として位置づけられてきた。その用途としては、共通して、観光振興・地域の魅力向上、観光受入環境などインフラ整備、観光と地域生活との調和・管理が挙げられており、宿泊税は地域固有の観光振興施策を支える財源として活用されることが多い。また、税収の使い道を条例で限定することにより、住民や行政間の透明性や理解促進が求められている。

全国的な導入動向を見ると、東京都・大阪府などの都府県や京都市・倶知安町などの市町村といった 12 団体以上の自治体が入導入し、さらに多くの自治体が入導入準備中である。これらの自治体ではそれぞれ定額制や定率制といった税率を採用し、地域特性に応じた制度設計を行っている。

(2) 課税対象・課税方式

宿泊税は、観光地に所在する宿泊施設に宿泊する者に対して課税される税である。税額設定には一律定額制、段階的定額制、定率制が採用されている。

まず、一律定額制は、宿泊料金の高低にかかわらず、1 人 1 泊あたり定額を課税する方式であり、制度が簡便で徴収コストが低いという特徴を持つ。一方で、宿泊者の支払能力や利用する宿泊施設の価格帯を反映しにくく、税負担の公平性に課題がある。

次に、段階別定額制は、宿泊料金の水準に応じて複数の区分を設け、それぞれに異なる

定額を課す方式であり、高価格帯の宿泊に対してより高い税負担を求めることができるため、一定の応能負担の考え方を反映することが可能である。

そして、定率制は、宿泊料金に対して一定の割合を乗じて税額を算出する方式であり、宿泊料金に比例した税負担となるため、最も応能負担原則に適合的であるとされる。しかし、税額が宿泊料金に連動して変動するため、計算や徴収の手続きが相対的に複雑になるという側面を有する。このような税額設定は多くの自治体で見られ、利用者にとって理解しやすい徴収方法となっている。

また、徴税方法としては宿泊施設が宿泊料金と合わせて預かり、自治体に納付する「特別徴収方式」が一般的である。例えば、自治体ごとに税率や設定額は異なるが、定額制として1人1泊200円程度とするケースがあるほか、一定の料金以上に対して税をかける免税点を設ける設計も行われている。

(3)制度設計のポイントと留意点

宿泊税は法定外目的税としての性格から、導入にあたっては税の三原則（公平・中立・簡素）を踏まえる必要があるとされている。これは、宿泊税が既存の税負担と矛盾を生じないことや、地域間競争に不利な影響を与えないことを目的とするものであり、合意形成の一部としても機能する。

また、税収の用途には透明性が求められるため、条例における用途の明示と制度執行計画の公表が一般的に行われている。これは、納税者である観光客や地域住民に対する説明責任を果たすとともに、住民の理解を得るためにも重要な要素となっている。

3-3 既存の宿泊税との比較

(1) 既存の宿泊税

第2節で述べた通り多くの観光地で宿泊税が導入されている。表1は現在、宿泊税が導入されている、3都府県10市町の宿泊税の税率設定およびその主な用途をまとめたものである。

表1 導入団体における宿泊税の概要

団体 施行日	税率設定	宿泊税の用途
東京都 2012年10 月1日	1人1泊について宿泊料金が、 10千円以上15千円未満で100円 15千円以上で200円	都の観光の振興を図る政策の費用
大阪府 2017年1月 1日	1人1泊について宿泊料金が、 5千円以上15千円未満で200円 15千円以上20千円未満で400円	観光振興、都市の魅力向上

	20 千円以上で 500 円	
福岡県 2020 年 4 月 1 日	1 人 1 泊について 200 円 北九州市、福岡市では 50 円	宿泊施設の支援、旅行商品造形支援、市町村の観光支援施策への財政的支援、受け入れ環境整備
京都府京都市 2018 年 10 月 1 日	1 人 1 泊について宿泊料金が、 20 千円未満で 200 円 20 千円以上 50 千円未満で 500 円 50 千円以上で 1000 円	京都家の保全・継承の推進 伝統行事の助成 観光特急バスの運行 地下鉄烏丸線可動式ホーム冊の設置 多様なエリアの魅力発信
石川県金沢市 2019 年 4 月 1 日	1 人 1 泊あたり宿泊料金が、 20 千円未満で 200 円 20 千円以上で 500 円	(1) まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興を図る施策 (2) 観光客の受入れ環境の充実を図る施策 (3) 市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策 の 3 本柱
北海道倶知安町 2019 年 11 月 1 日	宿泊料金の 2%	地域 DMO 支援事業、観光客受入体制整備事業、冬期交通事業など
福岡県福岡市 2020 年 4 月 1 日	1 人 1 泊あたり宿泊料金が 20 千円未満で 150 円 20 千円以上で 450 円	観光産業 の振興、受入環境の 整備、観光資源の魅 力の増進など
福岡県北九州市 2020 年 4 月 1 日	1 人 1 泊あたり 150 円	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受け入れ環境の充実、その他の観光の振興を図る施策
長崎県長崎市 2023 年 4 月 1 日	1 人 1 泊について宿泊料金が、 10 千円未満で 100 円 10 千円以上 20 千円未満で 200 円 20 千円以上で 500 円	(1) サービス向上・消費拡大 (2) 情報提供 (3) 受入環境整備 (4) 資源磨き (5) 緊急時の対応等
北海道ニセコ町 2024 年 11 月 1 日	1 人 1 泊あたり宿泊料金が、 5,001 円未満で 100 円 5,001 円以上 20 千円未満で 200 円 20 千円以上 50 千円未満で 500 円 50 千円以上 100 千円未満で 1,000 円 100 千円未満で 2,000 円	地域内交通の充実、オーバーツーリズム対策、観光のまちづくりの体制強化

愛知県常滑市 令和 7 年 1 月 6 日	1 人 1 泊 200 円	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者(宿泊者)の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上し続ける好循環を形成する
静岡県熱海市 2025 年 4 月 1 日	1 人 1 泊 200 円	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実 その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る政策 花火大会などのイベント、フリーWi-Fiの整備
北海道赤井川村 2025 年 11 月 1 日	1 人 1 泊につき宿泊料金が、 80 千円以上 20 千円未満で 200 円 20 千円以上で 500 円	赤井川村の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に充当する

注：宿泊税率は 2026 年 1 月時点のものを記載している。

出所：東京都主税局「宿泊税（一般の方へ）」、大阪府「大阪府の宿泊税」、福岡県「宿泊税の概要について」、京都市「宿泊税について」、京都市「宿泊税で魅力かがやく」、金沢市「金沢市宿泊税施行後の状況について」、倶知安町「倶知安町の宿泊税について」、福岡市「宿泊税について」、北九州市「宿泊税」、長崎市「宿泊税について」、ニセコ町「宿泊税」、常滑市「宿泊税の概要」、熱海市「宿泊税の概要」、赤井川村「宿泊税について」より作成。

表 1 より宿泊税の制度設計及び使途は自治体ごとに多様であることがわかる。税率については、東京都や大阪府のように宿泊料金に応じた「段階定額制」を採用する自治体が主流である一方、2019 年に宿泊税が導入された倶知安町では、多様な価格帯の宿泊施設に対応すべく「定率制」が採用されている。

一方で、使途については、観光振興や宿泊施設の支援、受け入れ環境の整備など観光客向けの使途のみを挙げている自治体がある一方で、金沢市の市民と調和した持続可能な観光の振興を図る施策やニセコ町のオーバーツーリズム対策のように観光客と住民双方が享受する公共インフラの維持・整備に充てる自治体もある。

(2) 自治体の規模に対する宿泊税の役割

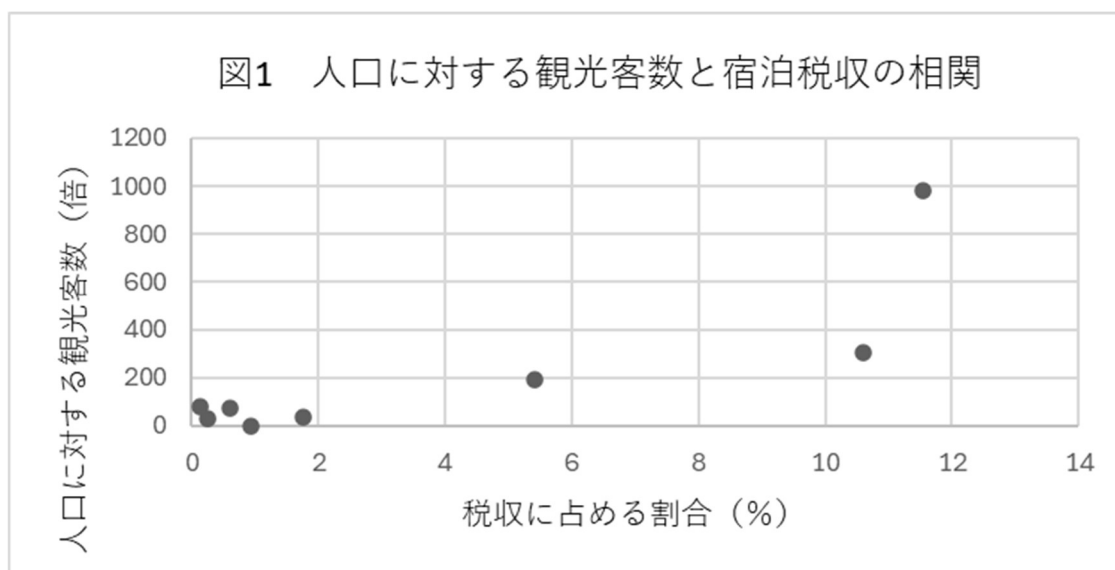
次に、宿泊税が各自治体の財政においてどのような位置づけにあるのかを定量的データから確認しよう。表 2 は各自治体の歳入予算・税収に占める宿泊税の割合及び人口に対する観光客数の比率を算出したものである。

表 2 導入自治体における財政上の指標比較

	歳入予算に占める割合	税収に占める割合	観光客数 (A)	人口 (B)	人口に対する観光客数 (A/B)
京都府京都市	0.618%	1.760%	5,606 万人	1,432,630 人	39 倍
石川県金沢市	0.43%	0.93%	3,779,634 泊	463254 人	0.81 倍
北海道倶知安町	3.85%	11.53%	1,569 万 5,000 人	16,013 人	980 倍
福岡県福岡市	税目ごとの内訳なし	税目ごとの内訳なし	約 23,090,000 人	1,672,057 人	13.8 倍
福岡県北九州市	0.209%	0.250%	2531.4 万人	914,533 人	27.9 倍
長崎県長崎市	0.094%	0.61%	273.7 万人	382,763 人	72 倍
北海道ニセコ町	2.8%	14.5%	162 万 4800 人	5280 人	307 倍
愛知県常滑市	0.06%	0.13%	513 万 6000 人	58470 人	87.8 倍
静岡県熱海市	2.404%	5.40%	6,273,274 人	32,784 人	191.3 倍
北海道赤井川村	令和 7 年 11 月 1 日からの導入のため、データなし	同左	26,832 人	1176 人	23 倍

出所：京都府統計ポータル「推計人口」、京都市「令和 6（2024）年 京都観光総合調査の結果」、京都市「予算に関する説明書」、金沢市「予算規模」、金沢市「令和 4 年度金沢市 歳入歳出決算総括表」、マイ広報誌「特集 倶知安町令和 7 年度当初予算お金の計画」、倶知安町「倶知安の統計」、福岡市「令和 7 年度当初予算案」、福岡市「福岡市推計人口」、福岡市「『福岡市の観光・MICE』2025 年版（福岡市観光統計）」、北九州市オープンデータ「令和 6 年度 北九州市税務統計 市税等決算状況の概要」、北九州市「北九州市観光動向調査」、北九州市「推計人口及び推計人口異動状況」、長崎市「令和 7 年度当初予算について」、長崎市「長崎市観光統計」、長崎市「人口・世帯数」、ニセコ町「令和 8 年度ニセコ町当初予算案の概要」、ニセコ町「ニセコ町人口統計」、ニセコ町「ニセコ町観光統計」、常滑市「令和 8 年度一般会計特別会計予算書及び予算説明書」、常滑市「観光入込客数令和 7 年」、常滑市「人口と世帯数（令和 7 年度）」、熱海市「令和 7 年度一般会計特別会計予算」、熱海市「令和 6 年度熱海市の観光」、熱海市「2025 年地区・月別人口及び世帯」、街グラフ「赤井川村の観光客数」、赤井川村「人と自然がはぐくむ美しい村」より作成。

ここから、 税収に占める割合のデータがない福岡市と赤井川村を除き、税収に占める割合と人口に対する観光客数についての散布図を作成すると図 1 のようになる。



出所：表 2 に同じ。

これをもとに宿泊税の税収に占める割合と人口に対する観光客数の相関係数を算出したところ 0.73 となり、正の相関の傾向が示唆される。したがって、本分析の範囲内においては、宿泊税の財政的役割は、自治体の規模が小さく、人口に対する観光客が多いほど、相対的に大きくなると見られる。例えば、倶知安町やニセコ町、熱海市といった小規模な自治体においては、人口に対する観光客数の比率が約 191 倍から 980 倍と極めて高く、これに伴い予算・税収に占める宿泊税の割合も 5 %から 11%という高い水準に達しており、宿泊税は自治体にとって必要不可欠な存在となっている。一方で、長崎市や常滑市のように自治体全体の予算規模が大きい自治体や人口に対する観光客の比率が相対的に低い団体では、予算全体に占める宿泊税の割合は 0.1%未満という限定的な規模に留まっている。

(3) 既存の宿泊税と箱根町で導入予定の宿泊税の比較。

以上の既存制度の整理から、箱根町が導入を予定している宿泊税は、制度形式や使途の方向性においては他の自治体と共通する点もあるが、財政規模においては相違点が見られることがわかる。

第一に、宿泊税の使途に関する比較である。既存の宿泊税の使途を見ると、制度初期の東京都や大阪府では観光振興が中心であったが、金沢市、福岡市、北九州市、長崎市など近年の導入自治体では、観光客と住民双方が享受する公共インフラ整備に使途を拡大する傾向がみられる。これに対して箱根町では、ごみ処理、下水道、消防救急体制といった基礎的な

行政サービスに観光需要由来の負荷が集中しており、観光振興よりも「社会インフラ維持」を主目的とする点が、他自治体以上に明確である。この点は、観光客数が年間約 2,000 万人に達する一方で人口が約 1 万 1 千人にとどまるという、極めて非対称な規模構造に起因するものであり、既存自治体の中でも特に倶知安町や熱海市など、小規模ながら高い観光依存度を持つ自治体に近い位置づけを示している。

第二に、財政規模との関係である。図 1 より、宿泊税の税収に占める割合と人口に対する観光客数の相関係数を算出したところ 0.73 となり、宿泊税の財政的な重要性和「人口に対する観光客数比率」の間には正の相関がみられる。これは一定の正の相関関係を示唆する結果ではあるが、本分析で対象とした自治体数は限られているため、統計的な一般化には慎重な解釈が必要である。ただし、小規模自治体や、人口に対する観光客が多いほど宿泊税の財政的重要性が相対的に高まる可能性は示唆される。

この傾向に照らすと、箱根町は観光客数が人口の約 1800 倍に達する点で観光依存度が極めて高く、宿泊税が町財政に一定の比重を持つ可能性が高い。すなわち、箱根町の宿泊税は、都市型自治体の補助的財源というよりも、倶知安町や熱海市に近い「財政安定化のための重要な新規財源」として機能することが予想される。

以上の比較から、箱根町の宿泊税は制度形式において既存自治体の枠組みに沿いつつも、使途の重点と財政的役割において、宿泊税を「法定外普通税」として導入することを検討しているという、箱根町独自の特徴を強く有している点が明らかとなる。この特徴は、次章で扱う宿泊事業者や住民との合意形成過程において、負担の正当性や使途の透明性をどのように確保するかという論点に密接に関係する。したがって、箱根町における宿泊税導入は、既存制度の単純な模倣ではなく、箱根町の状況に応じた調整が求められるといえる。

3-4 財源確保の取り組み

(1)箱根町における行財政改革の取組み

地方自治体は、主に税収や地方交付税、国庫支出金、地方債を中心とする財源によって行政サービスの提供や社会インフラ整備を行っているが、観光地の自治体は観光需要の変動やインフラ維持費の増大という課題に直面している。総務省の資料にも示されているように、法定外税や独自財源の創出は、自治体財政の自立性や安定性の向上に寄与する方策として位置づけられている。特に、目的税である宿泊税は、地域の観光施策支援に限定した使途を条件としており、観光振興策の直接的な財源となる。これは、伝統的な地方税である固定資産税等の税収とは異なり、観光客からの受益者負担の性格を持つため、観光依存度の高い地域にとって合理的な財源確保方法として評価されている。

箱根町は平成 15 年度以降、独自の行財政改革アクションプランを策定し、歳出削減、行政コストの効率化、受益者負担の見直し等を推進してきたが、観光客増加に伴う社会インフラ支出の増大や人口構造の変化により、依然として財源不足が課題であった。このため、後述する固定資産税の超過課税や宿泊税導入が、中長期的な財政安定化策として検討される

に至っている。

(2) 固定資産税の超過課税

財源不足への対応として、箱根町は平成 28 年度から固定資産税の超過課税を実施している。これは、標準税率 1.40% を 1.58% へ引き上げる措置である。当初は 3 年間の時限措置であったが、平成 30 年 12 月定例会において、令和元年度から 5 年度まで継続し、その後も当分の間実施する方針が可決された。これにより、観光関連事業者を含む町内に所在する固定資産所有者が追加的負担を担ってきた。しかし、令和 6 年度以降も財源不足が見込まれており、超過課税のみでは中長期的な財政安定化が困難であることが明らかとなっている。

(3) 宿泊税導入の位置づけ

以上の経緯を踏まえると、宿泊税の導入は、行財政改革による歳出抑制、固定資産税超過課税による税收確保に続く、三段階目の財源確保策と位置付けられる。固定資産税の納税者は町外居住者・町外事業者が多くの割合を占めている中、宿泊税の導入は「町民・事業者中心の負担構造」から「観光客を含む負担構造」への税の負担構造の転換を意味している。

この点は後述する合意形成の議論において重要な意味を持つ。観光客への負担拡張の理論的根拠として受益者負担の原則が挙げられるが、宿泊事業者の実務負担や観光競争力への影響など、複数の論点を含むためである。

以上、本章では箱根町における宿泊税導入の背景について、既存自治体との比較や財政確保策との関係から整理を行った。既存自治体の制度から近年の宿泊税は、観光客増加によって生じる行政需要への対応という性格を強めていること、また人口規模の小さい観光地ほど、宿泊税が財政上重要な役割を持つ可能性が示唆された。

一方で箱根町では、観光客増加によるごみ処理や下水道、消防といった「社会インフラ」負担への対応が課題となっており、その財政確保策として法定外普通税としての宿泊税導入が検討されている。しかし、宿泊税導入には住民や観光客だけでなく、実際に徴収を行う宿泊事業者の理解と協力が不可欠である。そこで次章では、宿泊事業者へのヒアリング及び観光客・住民に向けたアンケート調査を通じて、宿泊税導入に対する意識や課題について検討する。

4 宿泊業者ヒアリングおよび観光客・住民アンケート調査

4-1 ヒアリングおよびアンケート調査の実施経緯

(1) 本研究の目的からみる調査方法の要件

前述してきたように、箱根町における宿泊税導入について、合意形成のための課題とその解決方法を検討することが本研究の目的である。調査にあたっては、箱根町の宿泊税導入の

実際の懸念点を明らかにする必要があると考え、2025 年 6 月 20 日（金）に役場訪問を実施し、町側の考えや意見を得ることができた。この訪問を通して、賛成側に比べ反対側の意見を得るのが困難であると予想されること、宿泊施設の運営事業者に関しては多様な意見があると想定しているものの、事業者からの自発的な意見表明は期待されにくいこと、課題解決のための斬新なアプローチや意見を求めているといった話を得ることができた。

そのため、本研究では反対が予想される者、特に宿泊施設の運営事業者から意見を得ることのできる調査方法とすること、加えて、合意形成上の課題解決に寄与できるような調査方法とすることの二点に留意し調査方法を検討した。以下、(2)及び(3)においてそれぞれの留意点に対する検討を述べる。実際の調査方法や内容の詳細は、4-2 から 4-4 までの各節において示す。

(2) 反対が予想される者からの意見収集の方法検討

はじめに宿泊税導入の合意形成において実際に反対する者として誰が予想されるかという視点からの検討を行った。反対の可能性がある予想されるのは、箱根町の住民、箱根町で宿泊施設を運営する事業者である。特に事業者に関しては実際に町からも意見の収集が望まれていることから、この二者に対して調査を行うことが適切であると考え、調査を計画した。

形式に関しては、住民へはアンケート、事業者へはヒアリングによる調査を計画した。事業者に対しては、事業者ごとに実情や考えが異なると予想されたため、設問が統一されるアンケートではなく、追加で質問が行うことができるヒアリングにより意見を収集することを計画した。

(3) 合意形成上の課題解決へ寄与できる調査方法の検討

次に、合意形成における課題に対しての解決策を示す方法として、どのような調査が有効であるかを検討した。ここでは、合意形成上の論点は何か、合意形成上の課題への解決策の有効性という二つの視点から検討を行った。合意形成の際の論点として考えられたのは、以下である。合意形成の際の論点として考えられたのは、観光客に与える影響の内容や程度、宿泊税による収入の使途、導入にあたって宿泊施設運営事業者が受ける負担や補助金の程度である。

このような論点が考えられたことから、箱根町を訪れる観光客に対しても調査を行うことが適していると考え、調査を計画した。また、事業者への調査はこの面からも有益であると考えられた。

観光客を対象とした調査の形式に関しては、箱根湯本駅周辺でのアンケートを計画した。また、合意形成のための課題の解決方法の有効性という点において、解決策として住民や事業者への説明会が考えられたことから、合意形成において説明というものがどのような役割を果たすかについても明らかにしたいと考えた。そのため、説明の有無、説明の仕方に

よって説明された人の意見や立場にどのような影響が出るかを明らかにするため、宿泊税に関する説明の「あり」「なし」両者のサンプルを収集することを計画した。

4-2 宿泊事業者ヒアリングの結果の整理・まとめ

(1) 宿泊事業者ヒアリングの概要

2025 年 12 月 4 日（木）に箱根町温泉公民館にて宿泊業者や町民、合わせて 4 人に宿泊税に関する意見聴取を実施した。対象者は 4 名である。

表 3 宿泊事業者ヒアリング対象者一覧

氏名	所属・役職	備考
A 氏	旅館組合長	比較的安価な旅館を経営
B 氏	ホテル総務	
C 氏	ホテル運営	宮ノ下地区の自治会に参加
D 氏		宿泊税の会議に出席

ヒアリングのテーマとしては以下の 4 点に設定した。①事業者目線での箱根町の現状、②宿泊税の使い道、③箱根町の宿泊税の説明から考えたこと、懸念点、④箱根町役場に改善してほしいこと、を挙げた。設定理由は、箱根町の現状を元に宿泊税の導入において事業者が考えていることを調べるとともに、箱根町役場の宿泊税導入への説明が過不足ないものなのか検証するためである。

(2) 事業者ヒアリングでの発言

実際に挙げた宿泊税に関しての発言をテーマごとにまとめる。

①事業者目線での箱根町の現状

表 4 事業者目線での箱根町の現状についての発言

氏名	発言
A 氏	・町は他の温泉地と比べて観光客が圧倒的に多いが、住みたいとは思わない。 ・（実際に社会・自然人口減の）箱根町に若者で住みたいと思っている人が来てほしい。 ・ホテルの新入社員の多くがすぐに辞める。 ・観光客は中国人が多く、欧米や日本人客が旅館やホテルを予約しづらい。
D 氏	・町民が買い物や医療のためにバスを使いたいที่乗りにくい。 ・病院・スーパーなどの生活インフラが弱い。

②宿泊税の使い道

表 5 宿泊税の使い道についての発言

氏名	発言
A 氏	・観光振興施策および地域プロモーション活動に重点的に配分されるべき。(旅館組合長として) ・住民が暮らしやすいまちづくりに充当すべき。(町民として)
C 氏	・観光振興策と同時に観光関連事業者の経営環境改善に資する施策も必要。 ・後発導入である本町において、事業者の合意を前提とした地域実情に即した独自の制度設計が求められる。 ・住民・事業者双方の合意のもと、地域全体の便益向上に資するよう配分されるべき。
B 氏	・徴税事務の簡素化と、入湯税との相違点に関する宿泊客への周知体制の整備が必要。
D 氏	・一部を公共交通支援など高齢者等の交通弱者救済に資する施策へ充当すべき。

③箱根町の宿泊税の説明から考えたこと、懸念点

表 6 箱根町の宿泊税の説明から考えたこと、懸念点についての発言

氏名	発言
A 氏	・入湯税や固定資産税超過課税など既存の税負担に加え、国際観光ホテル整備法に基づく税制優遇の廃止も重なるなか、さらなる増税となる宿泊税の導入に対して負担増を懸念。 ・民泊やゲストハウス等の小規模宿泊施設からも適切に徴収できる体制が整備されているのか。 ・税込確保の容易さを優先した制度設計になっていないか。 ・宿泊事業者のみを課税対象とするのではなく、観光関連事業者全体への課税対象の拡大を求める。 ・神奈川県による宿泊税導入に先んじて、町が独自に制度を整備する必要。
C 氏	・町ではなく宿泊事業者が代わりに徴収する仕組みであるため、宿泊客への説明と理解の獲得が円滑に行えるか。 ・宿泊客にとって実質的な値上げと映るうえ、サービス内容に変化がないため、理解・納得を得ることが難しい。 ・定額課税である性質上、宿泊単価が低いほど料金に占める税負担の割合が相対的に大きくなるのではないか。
B 氏	・導入に伴う会計システムの改修費用は数万円から数十万円に上るとされ、その費用を町がどの程度負担するのか。 ・導入に向けた宿泊客への周知・説明体制をどのように整備するか。

④箱根町役場に改善してほしいこと

表7 箱根町役場に改善してほしいことについての発言

京都市で導入予定のバス市民優先価格や、東京都のシルバーパス（敬老パス）のような制度を参考に、宿泊税収入を高齢者などの地域住民の交通支援に活用すべき。
施策のなかには費用対効果の低いものが含まれているのではないか。
医療機関・スーパー・ガソリンスタンド等の生活インフラが脆弱。

(3) 事業者ヒアリングを通してのまとめ

今回のヒアリングで4名の対象者から箱根町における宿泊税の導入や町の政策に関する意見を聴取することができた。今回の4つのテーマ別で意見を集約すると、以下のようにまとめられる。

表8 テーマごとの意見のまとめ

	発言
①事業者目線での箱根町の現状	箱根町は観光地としての魅力は高いが、住宅地としての魅力は乏しく、観光業に従事する人がなかなか町内に住もうとしない。
②宿泊税の使い道	観光地である以上観光政策への充当は必要だが、生活インフラの脆弱さという実情を踏まえ、町民の暮らしの向上にも目を向けてほしい。
③箱根町の宿泊税の説明から考えたこと、懸念点	宿泊事業者にはすでに入湯税や固定資産税超過課税など複数の税が課されており、課税対象外の飲食店等との不公平感。増税後もサービス内容は変わらないため宿泊客の反応への懸念。宿泊客が納得できる説明を町役場が提示することへの要望。
④箱根町役場に改善してほしいこと	町民が公共交通機関を気軽に利用できる環境の整備と、生活インフラの充実を求める。

4-3 観光客アンケートの分析結果

本節では、箱根町における宿泊税導入に対する観光客の意識を把握するために実施したアンケート調査の結果について分析を行う。アンケートは、箱根湯本駅周辺において観光客を対象に実施され、箱根町の財政状況および宿泊税の概要に関する説明文を提示した回答者（説明あり）と、説明文を提示しない回答者（説明なし）の2群に分けて行った。これにより、情報提供の有無が賛成意向や意識に与える影響を検証することを目的とした。

回答に関する基本的なデータは以下のとおりである（表9）。

表9 回答に関する基本的なデータ

		説明あり (n=192)	説明なし (n=203)
性別	男性	39.1% (75 名)	36.9% (75 名)
	女性	59.9% (115 名)	60.1% (122 名)
	回答しない	1% (2 名)	3% (6 名)
年代	10 代	7.3% (14 名)	7.9% (16 名)
	20 代	44.3% (85 名)	33% (67 名)
	30 代	16.7% (32 名)	15.3% (31 名)
	40 代	4.2% (8 名)	12.8% (26 名)
	50 代	15.1% (29 名)	7.9% (16 名)
	60 代	8.3% (16 名)	13.3% (27 名)
	70 代	1.6% (3 名)	6.9% (14 名)
	80 代以上	2.1% (4 名)	1.5% (3 名)
	回答しない	0.5% (1 名)	1.5% (3 名)
居住地域	近郊 (1 都 4 県、静岡)	75.5% (145 名)	84.7% (172 名)
	その他国内	14.5% (47 名)	15.3% (31 名)

注) なお、国内観光客を対象とした一連の統計分析からは対象外としているが、本調査では外国人観光客からも回答を得ている(説明あり 29 件、説明なし 19 件)。これらの回答のうち、自由記述で得られた意見については、内容を翻訳した上で本稿の考察に一部引用している。

(1) アンケート設問の構成

アンケートでは、以下の 13 項目について回答を求めた(巻末資料参照)。

まず、設問①～⑥は回答者の属性および旅行行動に関する設問である。①性別、②年代、③居住地は、観光客の基本的属性を把握するための設問である。④訪問回数、⑤滞在期間、⑥宿泊費では、観光客と箱根町との関わりの深さや旅行形態の違いが宿泊税への意識に影響を与える可能性を考慮して設定した。

設問⑦は宿泊プランに関する設問であり、食事付き・素泊まりなどの違いによる意識差を把握することを意図している。

設問⑧および⑨は、宿泊税に関する事前の経験や知識を測定する設問である。⑧では宿泊税についての認知状況を、⑨では過去に宿泊税を支払った経験の有無を尋ねている。

設問⑩は、本分析における中心的な設問であり、「箱根町が宿泊税を導入することに賛成か反対か」を尋ねた。

設問⑪は、宿泊税に賛成する場合に「支払ってもよいと考える上限額」を把握するための設問であり、税額水準に対する受容度を測定することを目的としている。

設問⑫は、宿泊税の使い道に関する設問であり、①観光振興に関する使途、②観光客も一定の受益を受ける行政サービスに関する使途について、複数選択形式で回答を求めた。

最後に、設問⑬では宿泊税に関する自由記述意見を求め、定量分析では捉えきれない意識や懸念点を把握することを意図した。

(2) 説明文が賛成意向に与える影響（単純集計・カイ二乗検定）

まず、設問⑩「宿泊税導入への賛否」について、説明文の有無による賛成率の違いを確認した。その結果、説明あり群では賛成と回答した割合が約 77%であったのに対し、説明なし群では約 63%にとどまった。この差についてカイ二乗検定¹⁷を行ったところ、5%水準に近い統計的有意性が確認され、説明文の提示が賛成意向を高める可能性が示唆された。

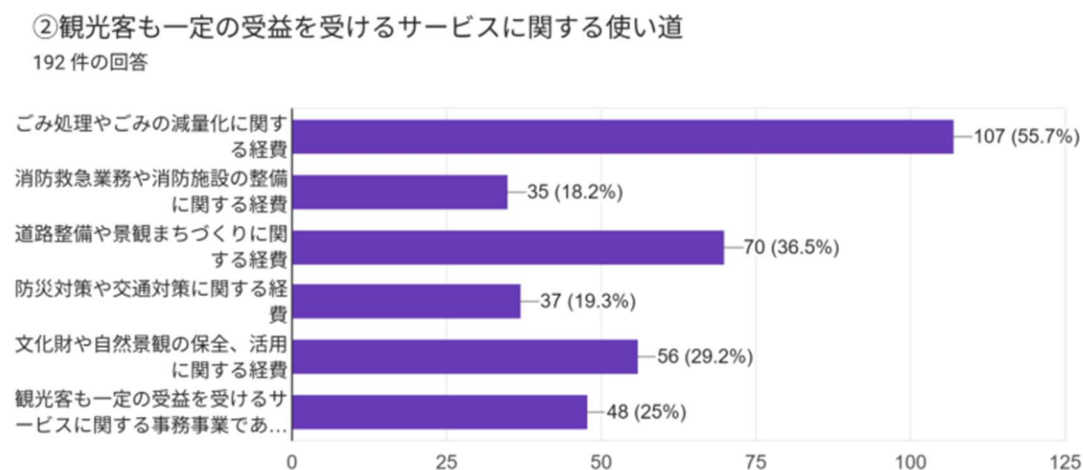
(3) 説明文が「使途理解」に与える影響（設問⑫）

次に、設問⑫のうち「観光客も一定の受益を受けるサービス」に関する選択結果を分析した。説明文では、ごみ処理や消防・救急といった行政サービスの負担増を強調したため、「説明あり群」ではこれらの項目の選択率が高くなると予想した。

分析の結果、「ごみ処理」に関する項目では、説明あり群の選択率が「説明なし群」を大きく上回り、統計的にも有意な差が確認された。一方で、「消防・救急」に関する項目については、説明の有無による有意な差は確認されなかった。

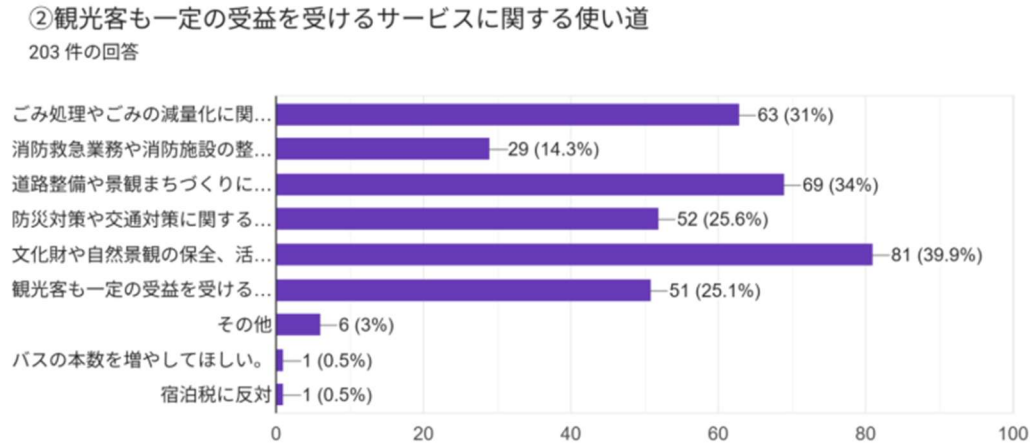
ただし、「ごみ処理」または「消防・救急」のいずれかを選択したかどうかを統合して分析すると、説明あり群の選択率が有意に高く、説明文が行政サービスへの理解を一定程度促進していることが示された。

図 2 観光客も一定の受益を受けるサービスに関する使い道（説明あり）



¹⁷ 2 つの変数間（例：「説明の有無」と「賛否の回答」）に統計的な関連があるかを確認する手法。観測された頻度の偏りが、単なる偶然によるものか、あるいは何らかの要因に基づいた意味のある差（有意な差）であるかを判別するために用いる。

図3 観光客も一定の受益を受けるサービスに関する使い道（説明なし）



（4）賛成意向に影響を与える要因の分析（ロジスティック回帰分析¹⁸）

さらに、設問⑩の賛否を被説明変数とし、複数の要因を同時に考慮したロジスティック回帰分析を行った。分析は段階的にモデルを構築し、情報要因と属性要因の影響を整理した（表10）。

まず、説明文の有無のみを投入したモデルでは、説明あり群の方が賛成になりやすい傾向が確認された。

次に、設問⑧の「宿泊税に関する認知」を加えたモデルでは、「宿泊税を知っているかどうか」が賛成意向に最も強い影響を与える要因であることが明らかになった。宿泊税を知っている回答者は、知らない回答者に比べて賛成となる確率が約3.5倍に高まる結果となった。

さらに、性別（設問①）、年代（設問②）、居住地（設問③）を加えたモデルでは、これらの基本属性はいずれも統計的に有意な影響を示さなかった。一方で、説明文の有無と認知の効果は引き続き有意であり、賛成意向は個人属性よりも情報の有無によって左右されていることが示唆された。

最後に、訪問回数（設問④）および宿泊費（設問⑥）を加えたモデルを推定した。宿泊費については、5,000円刻みの区分を用いた順序カテゴリ変数として投入し、支出水準の違いが賛成意向に影響を与えるかを検証した。その結果、訪問回数および宿泊費はいずれも統計的に有意な影響を示さず、宿泊費が高い層ほど賛成になりやすいといった傾向は確認され

¹⁸ 「賛成・反対」といった二値の従属変数に対し、複数の独立変数（属性や知識の有無など）が与える影響を分析する手法。他の変数の影響を制御した上で、特定の要因が結果を発生させる確率を「オッズ比」として算出できる。

なかった。また、宿泊費は年代や居住地と一定の関連性を持つ可能性が考えられたため、多重共線性¹⁹の有無を確認したが、VIF（Variance Inflation Factor, 分散拡大係数）²⁰はいずれも低い水準にとどまり、推定結果の解釈に大きな支障はないと判断される。

表 10 ロジスティック回帰分析結果

変数	オッズ比	95%信頼区間	p 値
説明文あり	2.15	1.19-3.97	0.012
⑧宿泊税認知	3.50	1.82-7.11	<0.001
①性別(男性)	1.10	0.61-2.01	0.752
②年代	1.00	0.98-1.02	0.856
③居住地（近郊）	1.79	0.85-3.74	0.120
④訪問回数	1.00	0.84-1.20	0.993

N = 292

注) オッズ比はロジスティック回帰分析の結果を示す。

性別は男性=1、女性=0 として分析した。

居住地は神奈川・東京・千葉・埼玉・静岡を近郊として 1、それ以外を 0 とした。

(5) 自由記述意見の整理（設問⑬）

設問⑬の自由記述回答を整理したところ、宿泊税導入に対しては肯定的な意見が多数を占めた。「観光地の環境維持のためには必要」「観光客が一定の負担をするのは妥当である」といった、受益者負担の考え方に基づく意見が多く確認された。

また、海外からの観光客からも、「地域財政を支えるためであれば支払うことに賛成である」「滞在による負担があるなら協力したい」といった回答が見られ、宿泊税に対する理解や協力的姿勢が確認された。

一方で、「税額が高額でなければ問題ない」「宿泊料金に含めてほしい」といった負担水準に関する意見や、「用途を明確にしてほしい」「適切に活用してほしい」とする透明性を求める意見も一定数存在した。さらに、「外国人から多く徴収すべき」といった負担の在り方に関する意見も見られた。

以上より、自由記述からは、宿泊税導入に対する概ねの支持とともに、税額水準や用途の明確性に対する関心を確認された。

¹⁹ 独立変数間に強い相関がある場合、分析結果の標準誤差が大きくなり、係数の信頼性が損なわれる現象。

²⁰ 多重共線性の程度を測る指標。一般に VIF の値が 10 を下回れば、変数間の相関による悪影響はなく、モデルの妥当性が保たれていると判断される。

(6) 分析結果の整理

以上の分析から、箱根町の宿泊税導入に対する賛成意向を最も強く規定しているのは、「宿泊税について知っているかどうか（設問⑧）」であり、次いで「町の財政状況や税の使途に関する説明を受けたかどうか」であることが明らかとなった。一方で、性別、年代、居住地、訪問回数、宿泊費用といった属性・行動要因は、本調査において賛否を大きく分ける要因とはならなかった。

さらに、自由記述の結果からも、受益者負担への理解や地域財政への配慮を示す意見が多く確認され、情報提供や制度理解が意識形成に関連している可能性が示された。

以上より、宿泊税に対する賛否は、観光客の属性よりも、制度に関する認知や説明の有無といった情報要因と密接に関係していることが示唆される。

4-4 住民向けアンケート

本節では、箱根町における宿泊税導入に対する住民の意識を把握するために箱根町が実施したアンケート調査の結果について分析する。本アンケートは箱根町が独自に実施したものであり、箱根町の公式 LINE アカウントを通じて町民を対象に行われた。本研究ではその結果データの提供を受け、分析に用いた。宿泊税導入にあたって、住民としての懸念点や宿泊税の望ましい使途に関して調査し、合意形成に向けた意見を収集するための目的である。

(1) アンケート設問の構成

アンケートでは、以下の基礎情報を含め 8 項目について回答を求めた。

表 11 回答に関する基本的なデータ

項目		全体 (n=293)
年代	10 代	1.37%(4 人)
	20 代	3.75% (11 人)
	30 代	8.19% (24 人)
	40 代	12.63% (37 人)
	50 代	17.06% (50 人)
	60 代	28.33% (83 人)
	70 代	21.84% (64 人)
	80 代以上	4.10% (12 人)
	回答しない	2.73% (8 人)
性別	男性	42.32% (124 人)
	女性	52.90% (155 人)
	回答しない	4.78% (14 人)
居住地域	湯本	17.75% (52 人)

	箱根	9.22% (27 人)
	宮城野	22.87% (67 人)
	仙石原	42.32% (124 人)
	温泉	7.85% (23 人)

表 12 住民向けアンケート項目

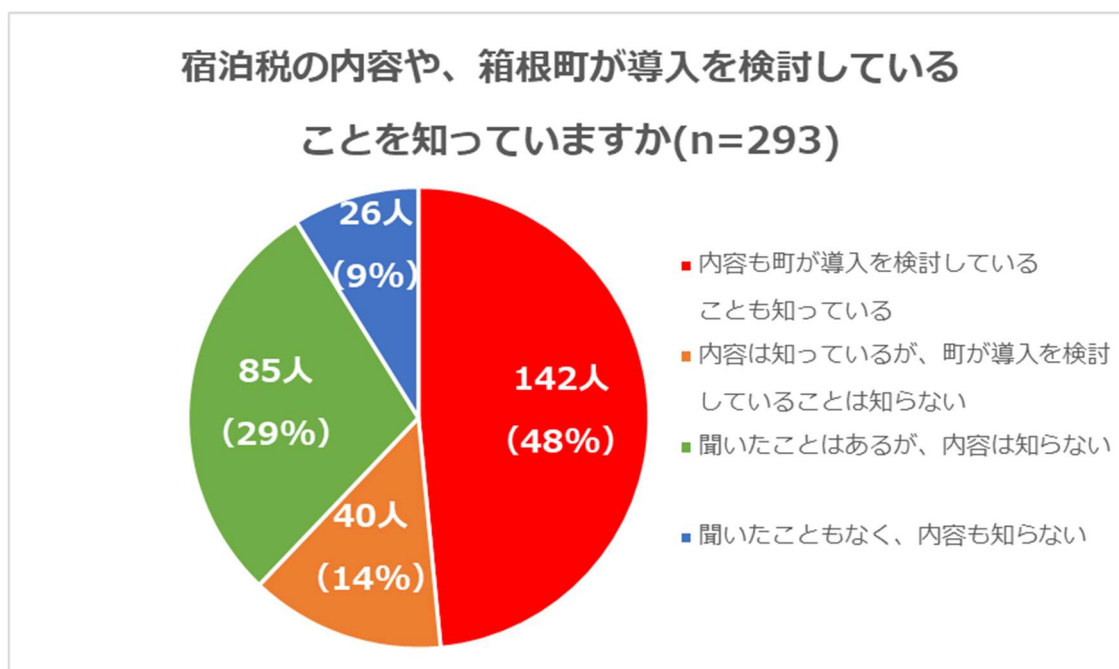
質問内容	選択肢
基礎情報:年代、性別、居住地（湯本、箱根、宮城野、仙石原、温泉地域）	
1.宿泊税の内容や、箱根町が導入を検討していることを知っていますか（択一回答）	「内容も町が導入を検討していることも知っている」 「内容は知っているが、町が導入を検討していることは知らない」 「聞いたことはあるが、内容は知らない」 「聞いたこともなく、内容も知らない」
2-1. 観光振興への使い道のうち、当てはまるもの全てを選択してください（複数回答）	自然災害等における迅速な復旧・復興支援のための基金創設」 「働きやすい環境づくりを通じた多様な人材の確保・定着」 「多言語化やバリアフリー等、誰もが快適に観光できる受入体制の構築」 「観光コンテンツの磨き上げ・創出や伝統文化・箱根寄木細工の振興等、観光資源の魅力向上」 「地域観光産業団体との連携強化や各地域の観光イベント支援」 「国内外への効果的なプロモーション等、観光戦略に基づく誘客促進」 「観光振興に係る事務事業であれば、何に使っても構わない」 「その他（自由記述）」
2-2. 観光客も一定の受益を受けるサービスへの使い道のうち、当てはまるもの全てを選択してください（複数回答）	「道路整備や景観まちづくりに関する経費」 「防災対策や交通対策に関する経費」 「ごみ処理やごみの減量化に関する経費」 「消防救急業務や消防施設の整備に関する経費」 「文化財や自然景観の保全、活用に関する経費」 「観光客も一定の受益を受けるサービスに関する事務事業であれば、何に使っても構わない」 「その他（自由記述）」
3. 観光客の多さによって感じる暮らしへの影響や困っていること、今後心配なことについて教えてください（複数回答）	「交通渋滞、公共交通機関の混雑」 「住宅地や公共の場でのごみの投棄」 「歩道の滞留や車道へのはみ出し」 「住宅地の進入や騒音の増加」 「開発に伴う景観の悪化」

	「その他」 「特に悪い影響はない」
4. 宿泊税に関するご意見等があれば、ご記入ください。（自由記述）	

(2) 宿泊税の認知度について（単純集計、クロス集計）

宿泊税の「内容も町が導入を検討していることも知っている」と答えた町民は全体で約48.5%で、地区ごとや年代での差異は特になかった。男女差については若干男性が多かったものの、6割近くになっている。これに対して、「内容は知っているが、町が導入を検討していることは知らない」は女性が全体で19%と男性に比べ、10ポイント程度多くなっていた。「聞いたことはあるが、内容は知らない」、「聞いたこともなく、内容も知らない」は男女ともに同比率になっている。

図4 1. 宿泊税の内容や、箱根町が導入を検討していることを知っていますか（択一回答）



(3) 宿泊税の使い道に関する考え方

質問項目 2-1 では、「自然災害等における迅速な復旧・復興支援のための基金創設」が6割程度、「働きやすい環境づくりを通じた多様な人材の確保・定着」、「多言語化やバリアフリー等、誰もが快適に観光できる受入体制の構築」を答える人が半数近くいた。つまり、ハード面（インフラや設備面）の施策をさらに充実してほしい町民が多いことがわかった。

質問項目 2-2 では「道路整備や景観まちづくりに関する経費」、「防災対策や交通対策に関

する経費」、「ごみ処理やごみの減量化に関する経費」と答える人が半数を越えており、特に交通対策に関して不満に思い、改善してほしい人が多いと予想できる。男女差や地域ごとの差に顕著なものはない。

図5 2-1. 観光振興への使い道のうち、当てはまるもの全てを選択してください（複数回答）

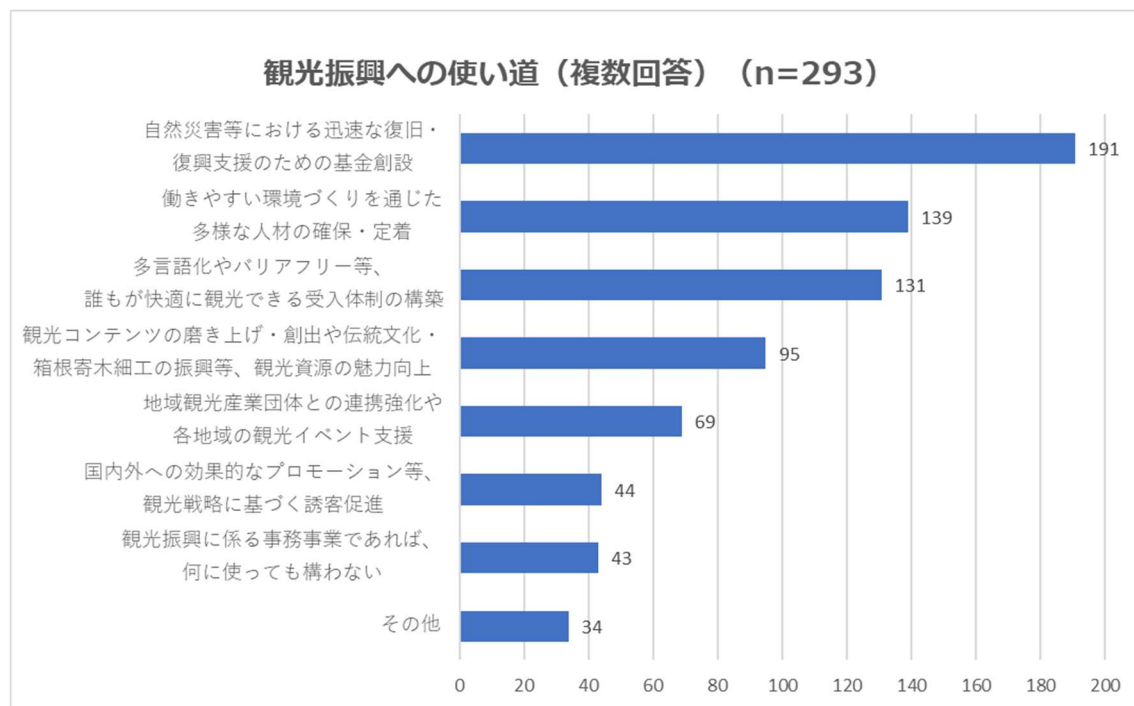
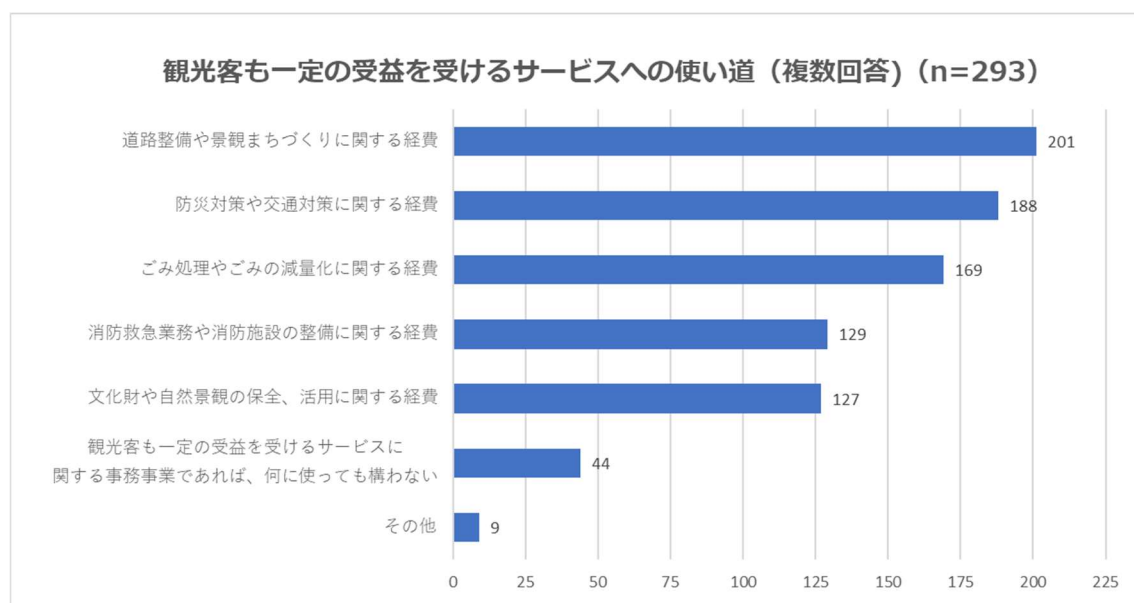


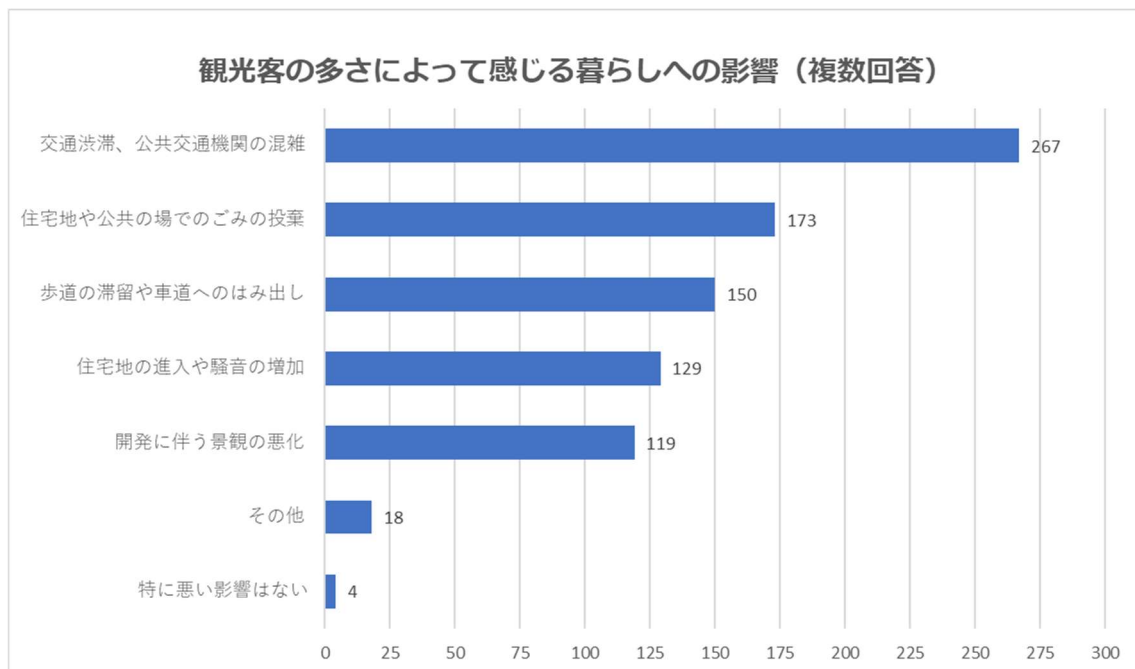
図6 2-2. 観光客も一定の受益を受けるサービスへの使い道のうち、当てはまるもの全てを選択してください（複数回答）



(4) オーバーツーリズム問題に対する認識

質問項目 3 では「交通渋滞、公共交通機関の混雑」、「住宅地や公共の場でのごみの投棄」、「歩道の滞留や車道へのはみ出し」が半数を越え、特に「交通渋滞、公共交通機関の混雑」は 9 割程度の町民が問題視していて、交通対策の課題が箱根町にあると認識していることがわかる。男女差や地域差での顕著な差は見られなかった。

図 7 3. 観光客の多さによって感じる暮らしへの影響や困っていること、
今後心配なことについて教えてください(複数回答)



(5) 分析結果の整理

今回の結果から宿泊税の認知度については半数の町民が認識していたものの、箱根町への導入やそもそも存在を知らない人も一定数存在するため、町は丁寧な説明を求められるだろう。宿泊税への使い道については観光施策の中でも、インフラ面、特に道路整備や交通対策といった交通問題が起きていると認知している人が多いためか、交通対策への資金投入を求める人が多かった。オーバーツーリズム問題に対しても道路の問題が多くを占めており、町民と観光客が共有する道路の改善を求める人々が多かった。

5 合意形成に向けての整理

5-1 先行研究との比較

(1)箱根町における合意形成の特徴

第2章では、これまでに行われた先行研究を整理し、本論でどのような視点から分析を行うかを決定した。本章では、先行研究の内容と、実際に箱根町で起きた事例を照らし合わせ、直面している具体的な問題を明らかにし、解決法について検討する。

第2章の最後でも触れたように、これまでの研究の多くは、理論的合理性や制度設計について議論してきた。しかし、実際に箱根町では、合意形成に関するいくつかの課題が浮かび上がった。そこで本章では、箱根町での導入プロセスにおいて、具体的にどのような点が壁となるのかという点と、その上で今後どのようにすればスムーズに合意形成を図り、問題を解決できるのかという点について、具体的な方策を提案する。

(2)箱根町での宿泊税導入において想定される問題点

表13では町役場や宿泊事業者、観光客へのヒアリングとアンケートの結果から、合意形成をするうえで議題となるであろう、現状の問題点と主な論点をまとめた。関係者の列について、住民を除いた関係者としているのは、合意形成時の問題点は基本的に箱根町の住民に関係したものであると考えたためである。

表13 箱根町における宿泊税導入をめぐる論点整理

課題	関係者（住民を除く）	論点・対応
宿泊税導入への理解	観光客	観光客の理解不足、説明
宿泊事業者の負担	宿泊事業者	負担軽減策
税収の使途	観光客	観光客への還元と住民への還元の両立、説明の方法

表で示した三つの問題点について、以下で詳しく述べる。

第一の課題として挙げられるのは、課税対象である観光客からの理解をいかに得られるかという点である。この問題は実際に金銭的負担を負う観光客とその税収でその税収で観光振興だけでなく社会インフラの整備など広い使途を検討している箱根町役場の両者にとって重要となる。理解を得るためには、宿泊税の使い道の透明性を保つことや、徴収方法に伴う負担を軽減することが求められる。

第二に挙げられる課題は、宿泊事業者の負担である。第4章でも記述したように、宿泊事業者へのヒアリングでは、導入時の負担に関する発言が多くなされていた。税収を得て箱根町の財政運営を担うのは箱根町の行政でありながら、実際に税の徴収の場面で観光客への説明やシステムの改修といった対応を迫られるのは宿泊事業者である。そのため、宿泊事業者からの合意を得るうえでは、町としてさらなる観光振興を行うといった間接的な還元だけでなく、補助金や説明会の実施といった直接的な対応が求められると考える。

第三に挙げられる課題は、箱根町が普通税を前提として宿泊税導入を検討していること

である。宿泊税によって課税されるのは観光客であるが、その恩恵を得るのは観光客と住民である。課税対象である観光客が公平であると感じられるよう、使途について観光客への還元と住民への還元のバランスをとること、また、その用途についての説明をどのように行うかが重要な論点となる。

5-2 調査結果の統合的考察

本研究では、宿泊事業者ヒアリング、住民アンケート、観光客アンケートの3つの調査を実施した。本節では、それぞれの結果を整理し、宿泊税導入に対する関係主体の意識の特徴を統合的に考察する。

まず、宿泊事業者ヒアリングからは、制度導入に伴う実務的負担への懸念が多く示された。特に、宿泊客への説明対応や会計システムの変更といった業務負担に加え、既存の税負担との関係や税収の使途に対する不満・不安が指摘されていた。また、宿泊税は宿泊施設が徴収主体となるため、制度に対する理解が十分でない観光客への対応が現場の負担となる可能性も示されていた。

次に、住民アンケートの結果からは、観光客増加に伴う生活環境への影響が認識されていることが確認された。とりわけ、交通渋滞や公共交通の混雑に対する問題意識が高く、宿泊税の使い道としても交通対策や道路整備といったインフラ関連への期待が大きいことが明らかとなった。このことから、住民は観光振興そのものよりも、生活環境の改善につながる形での税収活用を重視していると考えられる。

一方で、観光客アンケートの分析からは、宿泊税に対する賛成意向が情報の有無に影響を受けることが示された。説明文を提示した場合には賛成割合が高まり、ロジスティック回帰分析の結果からも、「宿泊税を知っているかどうか」が賛成意向に影響していることが確認された。これに対し、性別や年代、居住地といった属性要因は有意な影響を示していない。

以上の結果を総合すると、宿泊税導入に対する意識は関係主体ごとに異なる特徴を持つことが分かる。宿泊事業者は実務負担や制度運用への影響、住民は生活環境の改善、観光客は制度に関する情報の有無がそれぞれ関心事項となっている。また、観光客の制度理解が進むことで、宿泊施設における説明対応の負担が軽減される可能性も考えられる。このことから、観光客への事前の情報提供は、制度への受容を高めるだけでなく、宿泊事業者の負担軽減にもつながる可能性がある。したがって、宿泊税導入にあたっては、関係主体ごとの関心の違いを踏まえつつ、税収の使途を明確に示すことに加え、観光客への制度説明や情報提供を充実させることが必要である。

5-3 合意形成に向けた示唆と提案

前節までの分析から、箱根町における宿泊税導入をめぐる合意形成においては、関係主体ごとに重視する点が異なっていることが明らかとなった。宿泊事業者は制度導入に伴う実務負担や宿泊客対応への影響を懸念し、住民は観光による生活環境への影響や税収の使途

を重視している。一方で、観光客については、宿泊税そのものへの態度よりも、制度に関する情報を事前に認知しているかどうかが増成意向に大きく影響していることが示された。

第一に、合意形成を進める上で重要なのは、観光客が宿泊税について事前に理解しているかどうかである。アンケートやその後の分析では、宿泊税に関する説明を提示した場合に賛成割合が高まること、また前章の分析結果から事前認知の有無が増成意向に有意な影響を与えることが確認された。この結果は、観光客が宿泊税に反対する理由が必ずしも金銭的負担そのものではなく、制度に対する理解不足に起因している可能性を示唆している。

第二に、観光客への事前の情報提供は、宿泊事業者の負担軽減にもつながる点が重要である。宿泊事業者へのヒアリングでは、制度導入に伴う負担として、宿泊客への説明対応やクレームへの懸念が多く挙げられていた。しかし、宿泊予約時や来訪前の段階で宿泊税の趣旨や用途が十分に周知されていれば、現場での説明対応は最小限に抑えられ、事業者の実務的負担を軽減することが可能であると考えられる。このように、観光客の理解度を高めることは、事業者側の負担軽減という点からも合意形成に寄与する。

第三に、情報提供を行う際には、税収の用途をできる限り具体的に示すことが求められる。住民アンケートからも明らかなように、税収が生活環境の改善や公共交通の整備といった形で還元されることへの期待は大きい。観光客にとっても、税負担が地域全体の受け入れ環境を支えるために用いられるのであれば、一定の理解が得られる可能性が高い。そのため、「何のための税であり、どのように活用されるのか」を明確に示すことが、主体間の納得を得るための前提条件となる。

以上より、箱根町における宿泊税導入の合意形成においては、制度設計そのものに加えて、観光客に対する事前の情報提供を重視する姿勢が不可欠であるといえる。観光客の理解を高めることによって制度への抵抗感を抑え、結果として宿泊事業者の負担を軽減するという循環を生み出すことが、合意形成を円滑に進める上で重要である。

6 まとめ

これまで本論文では箱根町を対象に宿泊税の導入過程における合意形成のあり方についての研究を行ってきた。

まず、地方自治体全体の財政環境の厳しさが増す中で、宿泊税は観光業の振興に向けた財源の拡大、または観光業に付随して生まれた歳出に対する補填として導入が検討されている状況であり、箱根町においては、人口規模に対して観光客数が極めて多く、観光需要に伴う社会インフラ負担が大きいという構造的な特徴から後者の理由で宿泊税を重要な財源として導入検討であることが分かった。また、先行研究においては制度的な合理性に関する議論は十分になされているが、導入過程における合意形成についての検討は十分ではないために本論文での検討を行った。

さらに、宿泊事業者の方や住民の方に行ったヒアリング調査の結果から、宿泊事業者は実

務負担や既存勢との関係性に関心を示し、住民の方は生活環境の改善を重視する傾向があることが分かった。

また、観光客を対象に行ったアンケート調査の結果から、宿泊税の導入への賛成意向に影響を与える要因として宿泊税についての情報を持っているかどうかや宿泊税に対する説明の有無が有意に働いていることが確認できた。この結果は、宿泊税に対する受容が制度そのものの内容だけでなく、情報提供のあり方に対しても大きく依存していることを示唆している。

これらの分析を踏まえて箱根町での宿泊税導入の合意形成においては、第一に税収の用途を明確に示し、住民及び事業者の納得を得ること、第二に宿泊事業者の実務負担を軽減する制度設計を行っていくこと、そして第三に観光客に対する十分な説明と情報提供を行っていくことが不可欠であると考えられる。特に観光客への情報提供は、制度への理解を進めるだけでなく、宿泊施設における説明負担の軽減にもつながる可能性があるため、合意形成全体を円滑に進めていくためには重要な役割を果たす可能性がある。

宿泊税の導入においては、制度設計のみならず、関係主体間の情報共有とコミュニケーションを重視した合意形成プロセスを構築していくことが求められる。箱根町の事例は観光依存度の高い他の自治体に関しても新たな財源確保と合意形成のあり方を考えていくうえで重要な示唆を与える可能性がある。

参考文献

- 青木宗明(2019)「法定外目的税の功罪：求められる「普通税思考」への回帰」『地方税』70 巻4号、地方財務協会、2－11 頁
- 青木宗明(2023)「「宿泊税・訪問税」の理論と実践 ～ポスト・コロナの観光振興と法定外税」『コロナ禍の行財政』(税財政研究会レポート No.136)、地方自治総合研究所、5－17 頁
- 川端和美(2020)「法定外税に関する一考察：宿泊税を中心として」『現代経営経済研究』5 巻3号、東洋学園大学、81－100 頁
- 沼尾波子・池上岳彦・木村佳弘・高端正幸 (2023)『地方財政を学ぶ(新版)』有斐閣
- 深堀貴良(2023)「箱根町における宿泊税導入の検討」(横浜国立大学経済学部 2022 年度卒業論文)
- 前田高志(2019)「観光振興財源としての宿泊税の制度設計と課題」『経済学論究』73 巻1号、207－243 頁

インターネット資料

総務省「法定外税の実施状況（令和6年度）」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/pdf/ichiran06_r07/ichiran06_r07_15.pdf(最終閲覧日 2026 年 5 月 29 日)

日本経済新聞「宮城県の宿泊税、来年1月13日導入 予定を延期 郊外旅館に配慮」

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC08BH00Y5A400C2000000/>
(最終閲覧日 2026 年 5 月 29 日)

読売新聞オンライン『千葉県が導入目指す宿泊税に現場から異論…TDR抱える浦安市「狙い撃ちだ」、民宿「定額制だと割高」』<https://www.yomiuri.co.jp/economy/20250112-OYT1T50032/>(最終閲覧日 2026 年 5 月 29 日)

箱根町議会定例会（2025 年 6 月 10 日）議事録

https://amisearch.amivoice.com/hakone/usr/search.exe?vcsv=v20250707_04.vcsv&process=disp_base

総務省（2025）「法定外税の実施状況（令和6年度）」

東京都主税局「宿泊税（一般の方へ）」

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shitsumon/leisure/general_01
(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

大阪府「大阪府の宿泊税」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070070/toshimiryoku/syukuhakuzei/index.html>
(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

福岡県「宿泊税の概要について」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syukuhakuzei.html>

(最終閲覧日 2026 年 2 月 16 日)

京都市「宿泊税について」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000236942.html>

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

京都市「宿泊税で魅力かがやく」

https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/cmsfiles/contents/0000275/275019/2025_B3keisai.pdf

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

金沢市「金沢市宿泊税施行後の状況について」

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/material/files/group/17/01_sekoujoukyou.pdf

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

倶知安町「倶知安町の宿泊税について」

https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/town_administration/AccommodationTax/3108/

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

福岡市「宿泊税について」

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/zeisei/life/syuku001.html>

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

北九州市「宿泊税」<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/08801084.html>

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

長崎市「宿泊税について」

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/uploaded/attachment/52875.pdf>

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

ニセコ町「宿泊税」<https://www.town.niseko.lg.jp/kurashi/tax/syukuhakuzei/>

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

常滑市「宿泊税の概要」

<https://www.city.tokoname.aichi.jp/kurashi/zeikin/1007444/1007785.html>

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

熱海市「宿泊税の概要」

<https://www.city.atami.lg.jp/kurashi/zeikin/1015193/1015196.html>

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

赤井川村「宿泊税について」

<https://www.akaigawa.com/%e5%ae%bf%e6%b3%8a%e7%a8%8e%e3%81%ab%e3%81%a4%e3%81%84%e3%81%a6/>

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

京都府統計ポータル「推計人口」

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/sogo/toukei/Population/Suikai/#t1>

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)
京都市「令和 6 (2024) 年 京都観光総合調査の結果」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/cmsfiles/contents/0000341/341863/R6hodo.pdf>
(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)
京都市「予算に関する説明書」
https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/cmsfiles/contents/0000335/335933/01_tousyoippan.pdf (最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)
金沢市「予算規模」
https://www4.city.kanazawa.lg.jp/material/files/group/16/R4zentai_040331.pdf
(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)
金沢市「令和 4 年度金沢市 歳入歳出決算総括表」
https://www4.city.kanazawa.lg.jp/material/files/group/82/01_soukatu04.pdf
(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)
倶知安町「倶知安町 観光客入込状況」
https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/file/contents/2515/61731/kankouirikomi_2024.pdf (最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)
マイ広報誌「特集 倶知安町令和 7 年度当初予算お金の計画」
<https://mykoho.jp/article/014001/9316348/9365665> (最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)
倶知安町「倶知安の統計」
https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/file/contents/820/76051/kutchan_toukei_2025.pdf (最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)
福岡市「令和 7 年度当初予算案」
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/zaisei/shisei/7Ntoushoyosanan_2.html
(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)
福岡市「福岡市推計人口」
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/jinkou/jinnkousokuhou.html> (最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)
福岡市「『福岡市の観光・MICE』2025 年版 (福岡市観光統計)」
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/marketing/shisei/documents/kankotoukei2025.pdf>
(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)
北九州市オープンデータ「令和 6 年度 北九州市税務統計 市税等決算状況の概要」
https://data.bodik.jp/dataset/401005_zeimutokei/resource/c2542507-04ae-4c8d-bb17-08f0a8c5f4ff (最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)
北九州市「北九州市観光動向調査」<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/001167070.pdf>
(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)
北九州市「推計人口及び推計人口異動状況」

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_01118.html

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

長崎市「令和 7 年度当初予算について」

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/uploaded/attachment/42798.pdf>

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

長崎市「長崎市観光統計」<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/4058.html>

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

長崎市「人口・世帯数」<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/5604.html>

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

ニセコ町「令和 8 年度ニセコ町当初予算案の概要」

<https://www.town.niseko.lg.jp/resources/output/contents/file/release/892/61139/R8yosanngaiyousetumei.pdf> (最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

ニセコ町「ニセコ町人口統計」<https://www.town.niseko.lg.jp/chosei/tokei/population/>

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

ニセコ町「ニセコ町観光統計」<https://www.town.niseko.lg.jp/chosei/tokei/kanko/>

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

常滑市「令和 8 年度一般会計特別会計予算書及び予算説明書」

https://www.city.tokoname.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/009/250/R8_tosyo.pdf (最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

常滑市「観光入込客数令和 7 年」

https://www.city.tokoname.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/009/250/R8_tosyo.pdf (最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

常滑市「人口と世帯数（令和 7 年度）」

<https://www.city.tokoname.aichi.jp/shisei/guide/1001281/1001296/1001297.html>

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

熱海市「令和 7 年度一般会計特別会計予算」

https://www.city.atami.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/016/818/R7_ippantan.tokubetsuyosan.pdf (最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

熱海市「令和 6 年度熱海市の観光」

https://www.city.atami.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/001/296/kankou-reiwa6.pdf (最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

熱海市「2025 年地区・月別人口及び世帯」

<https://www.city.atami.lg.jp/shisei/toukei/1001267/1016733.html>

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

街グラフ「赤井川村の観光客数」<https://machi-graph.com/city/akaigawa-01409/tourist>

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

赤井川村「人と自然がはぐくむ美しい村」<https://www.akaigawa.com/>

(最終閲覧日 2026 年 4 月 21 日)

箱根町「固定資産税超過課税の継続について (2019 年 5 月)」

<https://www.town.hakone.kanagawa.jp/www/contents/1100000000698/simple/20200306-095821.pdf>

箱根町「令和 6 年度以降の財源不足への対応について (令和 5 年 5 月 15 日)」

<https://www.town.hakone.kanagawa.jp/www/contents/1685333374593/simple/R5-1siryou03.pdf>

箱根町「第 5 回 観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議 (令和 8 年 3 月 24 日開催)」箱根町ホームページ

<https://www.town.hakone.kanagawa.jp/www/contents/1776647348657/index.html>

(最終閲覧日 2026 年 5 月 15 日)

巻末資料

「箱根町宿泊税に関するアンケート調査票」

(説明ありフォーム)

※説明なしフォームは、以下の説明文を除いた調査票である。

【説明文】

このアンケート調査は、現在、箱根町が導入を検討している宿泊税に対する観光客の考えや意向を伺うために、箱根町と横浜国立大学経済学部伊集ゼミナールが共同で実施するものです。回答結果の集計や活用において個人が特定されることはありません。ぜひご協力をお願いいたします。

以下の説明文をお読みの上、ご回答をお願いします。

箱根町は、1万人程度の住民人口に対して、毎年2000万人程度の観光客が訪問します。このような多くの観光客の訪問に対応するため、ごみ処理や消防・救急、下水道などの事業において多額の費用がかかる(*)ことから、町の財政状況は大変厳しいものとなっています。

(*)1人当たりのごみ排出量は、全国平均で約900g/日に対し、箱根町は約3,300g/日

1人当たりの消防費は全国平均で約1.5万円に対し、箱根町は約9万円

箱根町ではこのような財政状況に対応するために、新たに宿泊税を導入することを検討しています。宿泊税は、町内の宿泊施設への宿泊行為に対して課される税で、2028年4月の導入を目指して検討が進められています。宿泊税が導入されると、町の税収の15%程度を占める重要な財源となることが見込まれ、観光振興だけでなく、ごみ処理、消防・救急、防災対策、地域公共交通などの基盤的な行政サービスの維持に活用することも検討されています。

【質問項目】

質問内容	選択肢
1. 性別を教えてください	男 女 回答しない
2. 年代を教えてください	
3. 居住地を教えてください	
4. これまで箱根町には何回訪れていますか (日帰り含む)	1回 2回 3回 4回 5～9回

	10 回以上
5. 今回の箱根町の滞在期間を教えてください	日帰り（設問 8 にお進みください） 1 泊 2 日 2 泊 3 日 3 泊 4 日 4 泊以上 回答しない
6. 今回の箱根町での 1 人 1 泊あたりの宿泊費を教えてください	
7. 今回の箱根町での宿泊プランを教えてください	素泊まり 1 泊朝食付 1 泊 2 食付 その他
8. 宿泊税について知っていますか	知っている 聞いたことはあるが、詳細は知らない 知らない
9. これまでに宿泊税を支払ったことがありますか	ある ない わからない
10. 箱根町が宿泊税を導入することに賛成ですか、反対ですか	賛成 反対 回答したくない
11. 支払っても良いと思える 1 泊あたりの宿泊税の上限額を教えてください	100 円 300 円 500 円 700 円 1,000 円 その他
12. 宿泊税の使い道として望ましいものを、①と②について選んでください（複数選択可）	①観光振興に関する使い道 ・観光コンテンツの磨き上げ ・創出や伝統文化 ・箱根寄木細工の振興等、観光資源の魅力向上 ・多言語化やバリアフリー等、誰もが快適に観光できる受入体制の構築 ・国内外への効果的なプロモーション等、

	観光戦略に基づく誘客促進 ・地域観光産業団体との連携強化や各地域の観光イベント支援 ・働きやすい環境づくりを通じた多様な人材の確保・定着 ・自然災害等における迅速な復旧・復興支援のための基金創設 ・観光振興に係る事務事業であれば、何に使っても構わない ・その他 ②観光客も一定の受益を受けるサービスに関する使い道 ・ごみ処理やごみの減量化に関する経費 ・消防救急業務や消防施設の整備に関する経費 ・道路整備や景観まちづくりに関する経費 ・防災対策や交通対策に関する経費 ・文化財や自然景観の保全、活用に関する経費 ・観光客も一定の受益を受けるサービスに関する事務事業であれば、何に使っても構わない ・その他
13. 宿泊税に関するご意見等があれば、ご記入ください	